

田川地区清掃施設組合議会定例会の回数を定める条例

昭和 58 年 8 月 1 日

条例第 3 号

田川地区清掃施設組合議会の定例会の回数は、年 2 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。